

薬生食輸発0830第1号  
令和5年8月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(モザンビーク産ごまの種子のカルバリル)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年8月25日付け薬生食輸発0825第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてモザンビーク産ごまの種子からカルバリルを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了解の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1中、

| 対象国・地域 | 製品検査の対象食品等              | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法    | 検査の方法   | 検査を受けることを命ずる具体的理由                    |
|--------|-------------------------|----|-------|-------------|---|--------------------------------------|
| モザンビーク | ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。) |    | カルバリル | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。 |

を追加する。